

第 1 0 2 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 3 の項中「以外」を「外」に改め、同表 3 6 の項中「第 5 2 条第 9 項、第 1 0 項又は第 1 3 項」を「第 5 2 条第 1 0 項、第 1 1 項又は第 1 4 項」に改め、同表 3 9 の項中「第 5 7 条の 2 第 3 項」を「第 5 7 条の 5 第 3 項」に改め、同表中 4 7 の項を 4 7 の 3 の項とし、4 6 の項の次に次のように加える。

4 7 建築基準法第 6 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づく建築物の高さ、同条第 2 項第 2 号の規定に基づく建築物の壁面の位置又は同条第 3 項第 2 号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	景観地区内の建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1 件につき	1 6 万円	許可申請のとき
4 7 の 2 建築基準法第 6 8 条第 5 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の	景観地区内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用	1 件につき	2 万 8 , 0 0 0 円	認定申請のとき

申請に対する審査	除外に係る 認定申請手 数料			
----------	----------------------	--	--	--

別表 5 4 の項中「第 8 5 条第 4 項」を「第 8 5 条第 5 項」に改め、同表 5 5 の項中「複数建築物に関する」を「1 の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る」に、「総合的設計による 1 団地の」を「一団地内に建築される 1 又は 2 以上の構えを成す」に、「2 である」を「1 又は 2 である」に改め、同表 5 6 の項中「複数建築物に関する」を「1 の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る」に改め、同表 5 6 の 2 の項中「複数建築物に関する」を「1 の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る」に、「総合的設計による 1 団地の」を「一団地内に建築される 1 又は 2 以上の構えを成す」に、「容積率又は建築物の各部分の高さ」を「各部分の高さ又は容積率」に、「2 である」を「1 又は 2 である」に改め、同表 5 6 の 3 の項中「複数建築物に関する」を「1 の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る」に、「容積率又は建築物の各部分の高さ」を「各部分の高さ又は容積率」に改め、同表 5 7 の項中「同一敷地内認定建築物」を「1 敷地内認定建築物」に、「建築認定」を「認定」に改め、同表 5 7 の 2 の項中「同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物」を「1 敷地内認定建築物又は 1 敷地内許可建築物」に改め、同表 5 8 の項中「複数建築物」を「1 の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例」に改め、同表 5 9 の項中「1 団地」を「一団地」に改め、同表中 5 9 の 2 の項を 5 9 の 4 の項とし、5 9 の項の次に次のように加える。

5 9 の 2 建築基準法第 8 6 条の 8 第 1 項の規定に基づく既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の当該 2 以上の工事の全体計画に関	既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の当該 2 以上の工事の全	1 件につき	2 万 8 , 0 0 0 円	認定申請のとき
---	--	--------	-----------------	---------

する認定の申請に対する審査	体計画に関する認定申請手数料			
59の3 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき

別表60の項中「第31条の2第2項第12号八」を「第31条の2第2項第13号八」に、「第62条の3第4項第12号八」を「第62条の3第4項第14号八」に改め、同表61の項中「第31条の2第2項第13号二」を「第31条の2第2項第14号二」に、「第62条の3第4項第13号二」を「第62条の3第4項第15号二」に改め、同表158の項中「第10条」を「第23条」に、「はり札」を「はり札等」に、

「

(5) 立看板1枚につき	450円	を
--------------	------	---

」

「

(5) 広告旗1本につ	450円	に、
(6) 立看板等1枚に	450円	

」

「(6)」を「(7)」に、「(7)」を「(8)」に、「(8)」を

「(9)」に、「(9)」を「(10)」に、「(10) (9)以外」を「(11) (10)以外」に、「(11)」を「(12)」に、「(12)」を「(13)」に、「(13)」を「(14)」に、「(14)」を「(15)」に、「(15)」を「(16)」に改める。

付 則

この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(提案理由)

建築基準法及び租税特別措置法並びに東京都屋外広告物条例の改正に伴い、手数料を新設するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。